

「交通基本法の制定と関連施策の充実に向けた基本的な考え方（案）」

（H22. 6. 22 国土交通省）について ※国交省公表資料に基づき大分県で作成

1 「移動権」の保障と支援措置の充実

（1）移動権保障による活力のある社会の実現

- ひとりひとりが健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な「移動権」を保障（交通基本法の根幹）
- 多様な交通手段による地域公共交通を維持・再生して活性化
- 自家用車と公共の交通手段の最適な組合せを再構築 等

（2）地域の協議会を通じた地域公共交通の維持・再生・活性化

- 国の補助制度を充実するとともに、可能な限り地域の協議会の自主的な取組に対して一括交付する仕組みへ
- 交通分野において「共助」の視点を加え、国も地方も「公助」の内容を大幅に充実すべき 等

2 交通体系、まちづくり及び乗り物 （三位一体の低炭素化の推進）

（1）世界の一步先を行く環境負荷の少ない交通体系、まちなみ形成

- マイカー通勤から公共交通を利用した通勤へ誘導
- 荷主と運送事業者が連携し、モーダルシフトを推進 等

（2）電気自動車の大量普及と周辺環境の整備

- 技術革新と充電施設の整備を一体的に推進 等

3 地域の活力を引き出す交通網の充実 （賑わいのあるまちなみと幹線交通網の連携）

- あらゆる角度から「幹線交通網の総点検」を行い、総合的な交通体系の視点に立って政策を推進 等

※「基本的な考え方（案）」本文より

「地域の活性化は、地域間を結ぶ幹線交通網が各地の隅々まで根を伸ばしてこそ引き出されることになります。その意味で、どこがどのように欠けているのか、新しい高速道路料金制度と整合性のとれた交通体系はどうあるべきか、交通結節点へのアクセスで改善すべきところはどこかなど、あらゆる角度から「幹線交通網」の総点検を行い、総合的な交通体系の視点に立って政策を推進していくことが必要だと感じています。」

※H22：H23年の通常国会への法案提出に向け検討

H23：交通基本法の制定、関連施策の充実→総合的な交通体系を構築